

特定非営利活動法人 桐生市武道振興会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 桐生市武道振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県桐生市西久方町1丁目2番55号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、桐生市・みどり市を中心とした市民に対して、武道を通じ市民体育の健全な発展を期すとともに、武道を学ぶことで培われる強い精神力と思いやりの心を持った成人及び青少年の健全育成及び武道の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 武道を生涯スポーツとして民衆に普及を行う為に行う大会、講習会等のイベント開催事業
- ② その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- ② 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- ③ 賛助会員 この法人を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めないが以下の者は除く。

- (1) 反社会的勢力の者
- (2) 法人の信用を損なう恐れのある者
- 2 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において入会金及び会費を定め総会において承認された金額を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けとき。
- (3) 会員である団体が解散又は消滅したとき。
- (4) 理事会が別に定める期日までに会費を支払わなかったとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、理事会において決議する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。除名された会員については総会で報告する。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 社会的信用を著しく毀損する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において正会員の中から選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任 期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることが出来る。但し、役員のうち報酬を受ける者の数は役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関した必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任命する。

第4章 総 会

(種 別)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告
- (5) 活動決算
- (6) 監事の選任及び解任
- (7) 借入金（その事業年度内に収益をもって償還する短期借入金を除く。
第51条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項
- (9) 事務局の組織及び運営

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、第15条第5項第4号の規定に基づいて招集があったとき。

3 総会は、即時性・双方向性の確保されたテレビ会議・ウェブ会議（以下、同じ）により開催することができる。

(招 集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由により総会の場に行くことができない正会員は、テレビ会議、ウェブ会議の方法により表決することができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合と、テレビ会議、ウェブ会議の方法による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 2 人以上の理事より、10 日以上後の日を提案し、かつ目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法より開催の請求があったとき。

- (3) 監事から、第15条第5項第5号の規定に基づいて招集の請求があったとき。
- 2 理事会は、即時性・双方向性の確保されたテレビ会議・ウェブ会議により開催することができる。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときには、その提案された開催日以降5日以内の日時を指定して、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、前条第1項第3号の場合には、その請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面または電磁的方法により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由により理事会に行くことができない理事は、テレビ会議、ウェブ会議の方法により表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又はテレビ会議、ウェブ会議の方法による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費をもうけることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(臨機の処置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会においてその出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数を持って決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 雑 則

(細 則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員：個人 5,000 円 団体会員 20,000 円
活動会員（一般）：1,000 円
活動会員（学生）：当面は無料
賛助会員（一般）：2,000 円
賛助会員（学生）：1,000 円
(但し新規入会者初年度の入会金を年会費とする)
 - (2) 年会費 正会員：個人 5,000 円 団体会員 20,000 円
活動会員（一般）：1,000 円
活動会員（学生）：当面は無料
賛助会員（一般）：2,000 円
賛助会員（学生）：1,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、下記の表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌年の 5 月末日までとする。

役職	氏名	備考
理事	稲垣 清	理事長
理事	星野 幸男	副理事長
理事	須永 實	副理事長
理事	高橋 幸夫	
理事	深澤 智子	
理事	小島 等	
理事	玉木 宏二	
監事	腰塚 有吾	

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(様式例2)

役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人桐生市武道振興会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	稲垣 清		無	理事長
理事	星野 幸男		無	副理事長
理事	須永 實		無	副理事長
理事	高橋 幸夫		無	
理事	玉木 宏二		無	
理事	小島 等		無	
理事	深澤 智子		無	
監事	腰塚 有吾		無	

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

社会的に困難な時代において、私たち大人のみならず、子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化していきます。少子高齢化による子どもの減少を起因とする市内の中学・高校の武道（部活動）の衰退、大人も含めた競技人口の減少、次第に武道を学ぶ場が無くなりつつあります。また、自分さえよければ良いと、他者への思いやりも次第に薄くなりつつあると感じています。

そのため、広く一般市民に、武道の振興を行い、武道を通じた人間形成・生涯スポーツの機会を提供する必要があると考えます。日本古来より伝わる武道を正しく伝承し、これを次代に伝えるとともに、武道を学ぶことで、強い精神力と思いやりを持った青少年の健全育成につながります。また道場に通うことで、幅広い世代と関わることによる社会性を身に付けることができます。そして高齢者のための武道プログラムを実施することで、生涯スポーツとして日々の健康増進の一助になると考えます。

武道の振興及び啓発を進め、精神や肉体の鍛錬をしていくことで青少年のみならず高齢者にとっても人生を力強く生き抜く力を与えることができ、武道が生涯スポーツとなり得ると確信しています。

2 設立申請に至るまでの経過

上記の目的を達成するために、各武道団体が一致協力し下記項目を実施し武道の普及を図ることとした。

- (1) 武道を生涯スポーツとして民衆に普及を行う為に行う大会等のイベントを開催
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を開催
 - ・所属する全ての子ども・父兄との親睦を図るボランティア活動

「武道振興会」が活動を進めるにあたり、各種団体との協力関係を築くためにも、任意団体ではなく、社会的な信用性が高く、我々の活動に賛同してくれる誰もが参加できる団体である、特定非営利活動法人格の取得を目指すこととした。

特定非営利活動法人になった暁には、定期的な総会の実施や、法令等で定められた書類作成・提出、一般市民への情報公開を適切に行うことで、社会的信用を得られ、健全な法人運営が実現できると考えている。我々は、武道の振興を通じて心身共に健康な、思いやりのある社会の実現を目指す。

令和 7 年 9 月 22 日

会員間で法人化の意思確認

令和 8 年 6 月 7 日

設立総会開催

令和8年6月30日

特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人桐生市武道振興会

住所又は居所

設立(代表)者氏 名 稲垣 清

令和8年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人桐生市武道振興会

1 事業実施の方針

桐生市・みどり市を中心とした市民に対して、武道を通じ市民体育の健全な発展と、武道を学ぶことで培われる強い精神力と思いやりの心を持った成人及び青少年の健全育成及び武道の振興に寄与する

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
武道を生涯スポーツとして民衆に普及を行う為に行う大会、講習会のイベント開催	桐生市スポーツフェスティバル	R8.10.25	桐生ガスアリーナ	20	500

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数

令和9年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人桐生市武道振興会

1 事業実施の方針

桐生市・みどり市を中心とした市民に対して、武道を通じ市民体育の健全な発展と、武道を学ぶことで培われる強い精神力と思いやりの心を持った成人及び青少年の健全育成及び武道の振興に寄与する

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲 及び予定人数
武道を生涯スポーツとして 民衆に普及を 行う為に行う 大会、講習会 のイベント開催	桐生市武道振興会競技 大会	R9.6.6	桐生ガス アリーナ	60	400
武道を生涯スポーツとして 民衆に普及を 行う為に行う 大会、講習会 のイベント開催	桐生市主催で加入する 全てのスポーツ少年団 による体験型フェス	R9.10.2 4	桐生ガス アリーナ	20	500

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数

令和8年度 活動予算書
 法人成立の日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人 桐生市武道振興会
 (単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
団体会員受取会費	100,000	100,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....		
4. 事業収益		
事業収益	0	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	320,000	320,000
経常収益計	420,000	420,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	50,000	50,000
人件費計	50,000	50,000
(2) その他経費		
会議費	320,000	320,000
旅費交通費	5,000	5,000
施設等評価費用		
減価償却費		0
支払利息		0
通信費	5,000	5,000
その他経費計	330,000	330,000
事業費計	380,000	380,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費	0	
支払利息		
広告費	11,000	11,000
その他経費計	11,000	11,000
管理費計	11,000	11,000
経常費用計	391,000	391,000
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	29,000	29,000
設立時正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額	29,000	29,000

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 桐生市武道振興会
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	0
団体会員受取会費	100,000	100,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
	0	0
4. 事業収益		
事業収益	0	0
5. その他収益		
受取利息		
雑収益	320,000	320,000
経常収益計	420,000	420,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	10,000	10,000
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	50,000	50,000
	0	0
人件費計	60,000	60,000
(2) その他経費		
会議費	320,000	320,000
旅費交通費	0	0
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
通信費	5,000	5,000
その他経費計	325,000	325,000
事業費計	385,000	385,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	20,000	20,000
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
	0	0
人件費計	20,000	20,000
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
広告費	11,000	11,000
その他経費計	11,000	11,000
管理費計	31,000	31,000
経常費用計	416,000	416,000
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	4,000	4,000
前期繰越正味財産額	29,000	29,000
次期繰越正味財産額	33,000	33,000